

平成22年度第12回今帰仁村農業委員会総会議事録

平成23年3月25日(金)
役場2階会議室14時30分

議長(開会)

今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただいまから平成22年度第12回今帰仁村農業委員会総会を開会します。

出席委員は、11名中10名、⑨番 與那嶺勝也 委員が欠席です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

議長

これより議事に入ります。まず(日程第1)の、書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認め、書記には安里さゆりさん、議事録署名委員には、

②番 山田重美(やまだ しげみ)委員

⑦番 米須清和(こめす きよかず)委員を指名します。

議長

(日程第2)会期の決定について
本総会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、
異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日間と決定しました。

議長

(日程第3)議案の宣告をいたします。

議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第56号 農用地利用集積計画の意見決定について
議案第57号 非農地証明願いについて
議案第58号 今帰仁村農業振興地域整備計画の意見決定について
議案第59号 農地利用集積円滑化事業規程(案)について
議案第60号 職員の任免について

以上です。

本日、提案された議案第54号から議案第60号まで
ですが、そのうち現地調査を必要とするのが5件ござい
ますので、現地調査を行ってから審議に移りたいと思
いますが、異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がないようでありますので、ただ今から現地調査のため、暫時休憩いたします。

休憩(現地調査) 午後3時
再開 午後3時50分

議長(再開)

休憩前に引き続き、再開します。

それでは、ただいまより議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、私の方から議案第54号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。
お手元の資料1ページをお開き下さい。

(議案書に基づいて、3条申請の内容を説明)

こちらの件については、事務局2名にて現地調査を行ったところ、周辺の農地に被害をもたらす事は無いと思われれます。 以上です。

議長

ただ今、議案第54号についての説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 議案第54号について異議ございますか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め、議案第54号については原案どおり可決決定いたします。

続きまして議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、私の方から議案第55号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。お手元の資料2ページをお開き下さい。

(議案書に基づいて、5条申請の内容を説明)

議案第55号、1番の申請地は、一般住宅建築予定で、兼次の集落内で周りは住宅地域のため3種農地と判断しました。

2番の申請地は、店舗建築予定で、仲尾次の集落内で周りは住宅地域のため3種農地と判断しました。

3番の申請地は、一般住宅建築予定で、平敷の集落内で周りは住宅地域のため3種農地と判断しました。 以上です。

議長

ただ今、議案第55号についての説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 議案第55号について異議ございますか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め、議案第55号については原案どおり可決決定いたします。

続きまして、議案第56号「農用地利用集積計画の意見決定について」、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、私の方から議案第56号農用地利用集積計画の意見決定について説明します。
お手元の資料3ページをお開き下さい。

(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、現地調査を行い確認したところ、周辺の農地に被害をもたらす事は無いと思われます。 以上です。

議長

ただ今、議案第56号についての説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 議案第56号について異議ございますか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め、議案第56号については原案どおり可決決定いたします。

議長 続きまして議案第57号「非農地証明願い」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第57号非農地証明願いについて説明します。
お手元の資料7ページをお開き下さい。
下記農地について、農地法第2条に規定する農地又は、採草放牧地でないことについての可否を求めます。

(議案書に基づいて、非農地証明願いの内容を説明)

以上です。

議長 ただ今、議案第57号非農地証明願いについての説明が終わりましたが、事務局説明、現地調査報告等にご質問、ご意見はございませんか。

(質疑なしの声あり)

議案第57号非農地証明願いについて異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 議案第57号については、異議なしと認め原案通り可決決定いたします。

続きまして議案第58号「今帰仁村農業振興地域整備計画の意見決定について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第58号今帰仁村農業振興地域整備計画の意見決定について説明します。
お手元の資料8ページをお開き下さい。

(議案書に基づいて、農業振興地域整備計画の内容を説明)

今回申請がありましたのは、農業振興地域農用地区域外から農業農用地へ編入するものでございます。その理由としましては、羽地大川土地改良受益土地として利用するためとなっております。

以上です。

議長 ただ今、議案第58号についての説明が終わりましたが、事務局説明、現地調査報告等にご質問、ご意見はございませんか。

(質疑なしの声あり)

議案第58号について異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 議案第58号については、異議なしと認め原案通り可決決定いたします。

続きまして議案第59号「農地利用集積円滑化事業規程(案)について」、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第59号について説明します。
お手元の資料12ページをお開き下さい。

(議案書に基づいて、農地利用集積円滑化事業
規程(案)を説明)

農地利用集積円滑化事業について説明します。
農業経営基盤強化促進法に基づく市町村基本
構想に従って実施される農業経営基盤強化促進
事業の一環として位置づけられています。

平成21年12月に改正された同法によって、農
地を面的にまとめることにより、効率的に利用できる
ようにするために創設されました。

農地利用集積円滑化団体となる市町村、農業
協同組合、一般社団法人・一般財団法人等が、
農地の所有者の委託を受け、代理して農地の貸し
付け等を行います。

農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を
行おうとするときは、農地利用集積円滑化事業の
実施に関する規定を定め、同意市町村の承認を
受けなければなりません。よって、農地利用集積円
滑化事業規程の承認は農業委員会の決定が必要
となります。

以上です。

議長 一旦、休憩します。

議長 再開します。